



県章

滋賀県公報

令和7年(2025年)
9月16日
第649号
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

○ 告 示	
令和7年度一般曹候補生の募集(市町振興課)	1
○ 公 告	
大規模小売店舗の変更の届出の公告(中小企業支援課)	1
県営土地改良事業計画の変更後の概要の縦覧公告(耕地課)	2
県営土地改良事業計画の変更後の概要公告(耕地課)	3
公共測量実施公告(用地事業支援課)	3
公共測量変更公告(用地事業支援課)	4
○ 人事委員会規則	
※職員の勤務時間、休日および休暇に関する規則の一部を改正する規則	5
※職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則	11

告 示

滋賀県告示第335号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条、第117条第1項および第118条の規定に基づき、令和7年度一般曹候補生の募集について、次のとおり告示する。

令和7年9月16日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 募集種目 令和7年度採用一般曹候補生(男子・女子)
- 2 募集期間 令和7年9月16日(火)から令和7年11月21日(金)まで
- 3 試験期日
 - (1) 第1次試験(筆記試験および適正検査) 令和7年12月1日(月)および2日(火)のうち指定する1日
 - (2) 第2次試験(口述試験および身体検査) 令和8年1月9日(金)および10日(土)のうち指定する1日
- 4 試験場の位置および名称 受付時または受験票交付時にお知らせします。

公 告

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和7年9月16日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 平和堂新能登川店 東近江市垣見町1515番地
- 2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名
 - (1) 変更前 岡永治郎 蒲生郡日野町大窪556番地ほか7者
 - (2) 変更後 株式会社MIYAHASHI 蒲生郡日野町松尾五丁目17番地1 代表取締役 梅本卓馬ほか8者
- 3 変更年月日 令和4年11月12日ほか
- 4 変更の理由 大規模小売店舗において小売業を行う者の入退店等のため

5 届出年月日 令和7年8月22日

6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

東近江市商工観光部商工労政課 東近江市八日市緑町10番5号

(2) 縦覧期間 令和7年9月16日から令和8年1月16日まで

7 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 令和8年1月16日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第5号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

令和7年9月16日

滋賀県知事 三日月 大造

1 大規模小売店舗の名称および所在地 平和堂新能登川店 東近江市垣見町1515番地

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 平松正嗣

3 変更しようとする事項

(1) 変更前

ア 駐車場の位置および収容台数 届出書の添付図面記載のとおり 204台

イ 駐輪場の位置および収容台数 届出書の添付図面記載のとおり 115台

ウ 荷さばき施設の位置および面積 届出書の添付図面記載のとおり 227.0㎡

(2) 変更後

ア 駐車場の位置および収容台数 届出書の添付図面記載のとおり 156台

イ 駐輪場の位置および収容台数 届出書の添付図面記載のとおり 115台

ウ 荷さばき施設の位置および面積 届出書の添付図面記載のとおり 98.0㎡

4 変更年月日 令和8年4月23日

5 変更の理由 アについては従業員等共用駐車場の設置および駐車場レイアウト整備のため、イについては駐車場レイアウト整備に伴う駐輪場の移設のため、ウについては資材置き場等として活用するため

6 届出年月日 令和7年8月22日

7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

東近江市商工観光部商工労政課 東近江市八日市緑町10番5号

(2) 縦覧期間 令和7年9月16日から令和8年1月16日まで

8 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 令和8年1月16日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

県営土地改良事業計画の変更後の概要の縦覧公告

県営横波地区土地改良事業(経営体育成基盤整備事業)につき、土地改良事業計画を変更したいので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第6項において準用する同法第87条の2第8項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和7年9月16日

滋賀県知事 三日月 大造

1 縦覧に供する書類 変更後の県営横波地区土地改良事業(経営体育成基盤整備事業)の計画の概要

2 縦覧期間 令和7年9月16日から令和7年10月16日まで

3 縦覧場所 長浜市産業観光部田園整備課および長浜市産業観光部北部産業振興課

なお、滋賀県のウェブサイト (<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/nougyou/nouchiseibi/345956.html>) でも閲覧することができる。

4 意見書の提出の方法等

- (1) 意見書の提出方法 持参または郵送とする。
- (2) 意見書の記載事項 意見書提出者の住所および氏名(法人その他の団体の場合にあつては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名)ならびに意見の内容
- (3) 意見書の提出期限および提出先
 - ア 提出期限 縦覧期間満了の日
 - イ 提出先 滋賀県湖北農業農村振興事務所田園振興課 〒526-0033 長浜市平方町1152-2

県営土地改良事業計画の変更後の概要の縦覧公告

県営杉山地区土地改良事業(農地環境整備事業)につき、土地改良事業計画を変更したいので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第6項において準用する同法第87条の2第8項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和7年9月16日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 縦覧に供する書類 変更後の県営杉山地区土地改良事業(農地環境整備事業)の計画の概要
- 2 縦覧期間 令和7年9月16日から令和7年10月16日まで
- 3 縦覧場所 甲賀市産業経済部農村整備課
なお、滋賀県のウェブサイト (<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/nougyou/nouchiseibi/345875.html>) でも閲覧することができる。
- 4 意見書の提出の方法等
 - (1) 意見書の提出方法 持参または郵送とする。
 - (2) 意見書の記載事項 意見書提出者の住所および氏名(法人その他の団体の場合にあつては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名)ならびに意見の内容
 - (3) 意見書の提出期限および提出先
 - ア 提出期限 縦覧期間満了の日
 - イ 提出先 滋賀県甲賀農業農村振興事務所田園振興課 〒528-8511 甲賀市水口町水口6200

県営土地改良事業計画の変更後の概要公告

県営犬上川地区土地改良事業(水利施設等保全型高度化事業)につき、土地改良事業計画を変更したいので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年9月16日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 公告書類 県営犬上川地区土地改良事業(水利施設等保全型高度化事業)変更計画概要書
- 2 公告期間 令和7年9月16日から令和7年9月24日まで
- 3 掲示場所 彦根市産業部農林水産課、豊郷町地域整備課、甲良町産業課および多賀町産業環境課
なお、滋賀県のウェブサイト (<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/nougyou/nouchiseibi/345992.html>) でも閲覧することができる。

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、測量計画機関の長である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和7年9月16日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(用地測量)
- 2 作業の地域 犬上郡多賀町樋田、大杉
- 3 作業の期間 令和7年9月3日から令和8年2月3日まで

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、測量計画機関の長である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和7年9月16日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(基準点測量)
- 2 作業の地域 米原市長沢、高溝
- 3 作業の期間 令和7年9月5日から令和7年10月16日まで

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、測量計画機関の長である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和7年9月16日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(路線測量)
- 2 作業の地域 大津市葛川坊村町、坂本五丁目
- 3 作業の期間 令和7年9月8日から令和7年11月28日まで

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、測量計画機関の長である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和7年9月16日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(基準点測量、水準測量、路線測量)
- 2 作業の地域 東近江市下羽田町、上平木町、柏木町
- 3 作業の期間 令和7年9月8日から令和7年12月19日まで

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、測量計画機関の長である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和7年9月16日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(水準測量、路線測量)
- 2 作業の地域 東近江市南須田町
- 3 作業の期間 令和7年9月22日から令和7年10月31日まで

公共測量変更公告

令和7年6月6日付け公共測量実施公告に係る公共測量について、測量計画機関の長である滋賀県知事 三日月 大造から次のとおり作業の期間を変更する旨の通知があった。

令和7年9月16日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(路線測量)
- 2 作業の地域 湖南市三雲
- 3 作業の期間
変更前 令和7年6月1日から令和7年8月4日まで
変更後 令和7年6月1日から令和7年11月28日まで

公共測量変更公告

令和7年6月6日付け公共測量実施公告に係る公共測量について、測量計画機関の長である滋賀県知事 三日月 大造から次のとおり作業の期間を変更する旨の通知があった。

令和7年9月16日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(路線測量)
- 2 作業の地域 甲賀市信楽町長野
- 3 作業の期間
変更前 令和7年6月1日から令和7年9月11日まで
変更後 令和7年6月1日から令和7年12月15日まで

人事委員会規則

職員の勤務時間、休日および休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月16日

滋賀県人事委員会委員長 尾賀 康裕

滋賀県人事委員会規則第21号

職員の勤務時間、休日および休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日および休暇に関する規則(平成6年滋賀県人事委員会規則第32号)の一部を次のように改正する。

第8条の3第2号中「第8条の5、第8条の7、第12条の3、第14条第2号および第9号、別表第1の16の項ならびに別表第2の3の項および4の項において」を「第14条第10号および第12号、第15条第1項第2号ならびに別表第1の17の項および18の項を除き、以下」に改める。

第14条第8号中「次号、第10号および第12号、次条第1項第2号および第3号ならびに別表第1の15の項、16の項および18の項において」を「別表第2の4の項を除き、以下」に改める。

第15条の2第2項中「、始業の時刻から連続し、または終業の時刻まで連続した」を削る。

第15条の3第2項を次のように改める。

2 育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第1号部分休業」という。)または職員条例第20条の3第2項第1号、学校職員条例第21条の3第2項第1号もしくは警察職員条例第20条の3第2項第1号に掲げる範囲内で願ひ出る子育て支援時間(以下「第1号子育て支援時間」という。)の承認を受けて勤務しない時間がある日の介護時間については、1日につき2時間から当該第1号部分休業または第1号子育て支援時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内の時間とする。

第15条の4第1項中「子育て支援時間」を「第1号子育て支援時間」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 育児休業法第19条第1項に規定する部分休業または介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日の第1号子育て支援時間については、1日につき2時間から当該部分休業または介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内の時間とする。

第15条の4に次の4項を加える。

3 職員条例第20条の3第2項第2号、学校職員条例第21条の3第2項第2号または警察職員条例第20条の3第2項第2号に掲げる範囲内で願ひ出る子育て支援時間(以下「第2号子育て支援時間」という。)の単位は、1時間とする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号子育て支援時間を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の願出があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号子育て支援時間の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の願出があったとき 当該残時間数

4 職員条例第20条の3第2項、学校職員条例第21条の3第2項または警察職員条例第20条の3第2項の人事委員会規則で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

5 職員条例第20条の3第2項第2号、学校職員条例第21条の3第2項第2号または警察職員条例第20条の3第2項第2号の人事委員会規則で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤の職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤の職員 当該非常勤の職員の勤務日1日当たりの勤務時間の時間数に10を乗じて得た時間

6 職員条例第20条の3第2項、学校職員条例第21条の3第2項または警察職員条例第20条の3第2項の規定による申出(以下「第2項申出」という。)をした職員は、配偶者が負傷または疾病により入院したこと、配偶者と別居

したことその他の当該第2項申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該第2項申出の内容を変更しなければ当該職員の小学校またはこれに準ずる学校に就学している子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情がある場合に限り、当該第2項申出の内容を変更することができる。

第20条の見出し中「願出」を「願出等」に改め、同条第1項中「子育て支援時間願簿」を「子育て支援時間簿」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第2項申出および第15条の4第6項の規定による変更は、子育て支援時間簿により行うものとする。

第21条の次に次の1条を加える。

(3歳に満たない子を養育する職員に対する意向確認等の期間)

第21条の2 職員条例第21条第2項、学校職員条例第22条第2項または警察職員条例第21条第2項の人事委員会規則で定める期間は、3歳に満たない子を養育する職員の子が1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日までの1年間とする。

別記様式第7号を次のように改める。

様式第7号（第20条関係）

（第1面）
子育て支援時間簿

申出対象期間	年度
--------	----

所属	氏名

1 願出に係る子	氏名	続柄等	生年月日
			年 月 日

2 申出	申出月日	申出の内容 (①または②を記入)	※ 申出の内容（変更後の内容も共通） ① 1日につき2時間を超えない範囲内 ② 1年につき第15条の4第5項に規定する時間（10日相当）を超えない範囲内
	月 日		

3 変更（第1回目）	変更月日	変更後の内容 (①または②を記入)	変更が必要な事情	特別の事情の有無 (有または無を記入)	(所属長の確認)	決裁
	月 日					

3 変更（第2回目）	変更月日	変更後の内容 (①または②を記入)	変更が必要な事情	特別の事情の有無 (有または無を記入)	(所属長の確認)	決裁
	月 日					

4 備考	
------	--

- 注1 この子育て支援時間簿には、願出に係る子の氏名、願出者との続柄等（当該子が育児休業法第2条第1項において子に含まれるものとされる者に該当する場合にあっては、その事実）および生年月日を証明する書類またはその写しを添付してください。
- 2 第1面のほか、第1号子育て支援時間の承認の願出の場合は第2面、第2号子育て支援時間の承認の願出の場合は第4面を用いてください。
- 3 第1号子育て支援時間の承認が、職員からの願出に基づき取り消された場合は、その旨を第3面に記入してください。
- 4 任命権者は、あらかじめ人事委員会と協議して、この様式に必要な事項を加え、またはその一部を変更することができます。

(第2面)

第1号子育て支援時間の承認の願出の場合
年度

整理 番号	※ 子育て支援時間の承認の願出をする期間			※ 願出月日	※ 願出者の 確認	決裁		備考
	月 日	毎日/ 曜日等	時 間			所属長 の確認	主任の 確認	
1	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日				
2	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日				
3	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日				
4	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日				
5	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日				
6	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日				
7	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日				
8	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日				
9	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日				
10	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日				

(※印の欄は、職員が記入または確認をしてください。)

(第3面)

第1号子育て支援時間の承認の取消しの場合
年度

整理 番号	※ 子育て支援時間の承認の取消しの期間				※ 願出者 の確認	決裁		備考				
	月 日		時 間			所属長 の確認	主任の 確認					
1	月 日	から	月 日	まで	時 分	から	時 分	まで				
2	月 日	から	月 日	まで	時 分	から	時 分	まで				
3	月 日	から	月 日	まで	時 分	から	時 分	まで				
4	月 日	から	月 日	まで	時 分	から	時 分	まで				
5	月 日	から	月 日	まで	時 分	から	時 分	まで				
6	月 日	から	月 日	まで	時 分	から	時 分	まで				
7	月 日	から	月 日	まで	時 分	から	時 分	まで				
8	月 日	から	月 日	まで	時 分	から	時 分	まで				
9	月 日	から	月 日	まで	時 分	から	時 分	まで				
10	月 日	から	月 日	まで	時 分	から	時 分	まで				
11	月 日	から	月 日	まで	時 分	から	時 分	まで				
12	月 日	から	月 日	まで	時 分	から	時 分	まで				
13	月 日	から	月 日	まで	時 分	から	時 分	まで				
14	月 日	から	月 日	まで	時 分	から	時 分	まで				
15	月 日	から	月 日	まで	時 分	から	時 分	まで				
16	月 日	から	月 日	まで	時 分	から	時 分	まで				

(※印の欄は、職員が記入または確認をしてください。)

(第4面)

第2号子育て支援時間の承認の願出の場合

_____年度

第2号子育て支援時間の時間数 時間 分

整理 番号	※ 子育て支援時間の承認の願出をする期間		※ 願出 時間数	※ 残時間数	※ 願出月日	※ 願出者 の確認	決裁		備考
	月 日	時 間					所属長 の確認	主任の 確認	
1	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日				
2	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日				
3	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日				
4	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日				
5	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日				
6	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日				
7	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日				
8	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日				
9	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日				
10	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日				
11	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日				
12	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日				
13	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日				
14	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日				
15	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日				
16	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日				

(※印の欄は、職員が記入または確認をしてください。)

付 則

- 1 この規則は、令和7年10月1日から施行する。
- 2 滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（平成6年滋賀県条例第49号）第20条の3第2項第2号、滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（昭和33年滋賀県条例第20号）第21条の3第2項第2号または滋賀県地方警察職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（昭和33年滋賀県条例第24号）第20条の3第2項第2号に掲げる範囲内において、この規則の施行の日から令和8年3月31日までの間における子育て支援時間の承認の願出をする場合における改正後の第15条の4第5項の規定の適用については、同項第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同項第2号中「10」とあるのは「5」とする。
- 3 この規則の施行の際現にある改正前の別記様式第7号による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月16日

滋賀県人事委員会委員長 尾 賀 康 裕

滋賀県人事委員会規則第22号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（平成4年滋賀県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第14条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、第1号および第3号に掲げる場合において、失効し、または取り消される育児短時間勤務の1週間当たりの勤務時間および承認に係る期間の末日（当該育児短時間勤務が延長されている場合にあつては、延長された期間の末日）が、引き続いて承認される育児短時間勤務の1週間当たりの勤務時間および期間の末日と同一である場合にあつては、当該書面に代わる文書の交付その他適当な方法をもって当該書面の交付に代えることができる。

第15条の2中「非常勤職員であつて、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日がある」を削る。

第16条の見出し中「請求手続等」を「請求等の手続」に改め、同条第1項中「の請求」の右に「、育児休業法第19条第2項の規定による申出および同条第3項の規定による変更」を加え、「部分休業承認請求書」を「部分休業簿」に改める。

別記様式第5号を次のように改める。

様式第5号（第16条関係）

（第1面）
部分休業簿

申出対象期間	年度
--------	----

所属	氏名

1 請求に係る子	氏名	続柄等	生年月日
			年 月 日

2 申出	申出月日	申出の内容 (①または②を記入)	※ 申出の内容（変更後の内容も共通） ① 1日につき2時間を超えない範囲内 ② 1年につき条例で定める時間（10日相当）を超えない範囲内
	月 日		

3 変更（第1回目）	変更月日	変更後の内容 (①または②を記入)	変更が必要な事情	特別の事情の有無 (有または無を記入)	(所属長の確認)	決裁
	月 日					

3 変更（第2回目）	変更月日	変更後の内容 (①または②を記入)	変更が必要な事情	特別の事情の有無 (有または無を記入)	(所属長の確認)	決裁
	月 日					

4 備考	
------	--

注1 この部分休業簿には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等（当該子が育児休業法第2条第1項において子に含まれるものとされる者に該当する場合にあっては、その事実）および生年月日を証明する書類またはその写しを添付してください。

2 第1面のほか、第1号部分休業の承認の請求の場合は第2面、第2号部分休業の承認の請求の場合は第4面を用いてください。

3 第1号部分休業の承認が、職員からの請求に基づき取り消された場合は、その旨を第3面に記入してください。

4 任命権者は、あらかじめ人事委員会と協議して、この様式に必要な事項を加え、またはその一部を変更することができます。

(第2面)

第1号部分休業の承認の請求の場合
年度

整理 番号	※ 部分休業の承認の請求をする期間			※ 請求月日	※ 請求者の 確認	決裁		備考
	月 日	毎日/ 曜日等	時 間			所属長 の確認	主任の 確認	
1	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日				
2	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日				
3	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日				
4	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日				
5	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日				
6	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日				
7	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日				
8	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日				
9	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日				
10	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日				

(※印の欄は、職員が記入または確認をしてください。)

第1号部分休業の承認の取消しの場合
年度

整理 番号	※ 部分休業の承認の取消しの期間				※ 請求者 の確認	決裁		備考				
	月 日		時 間			所属長 の確認	主任の 確認					
1	月 日	から	月 日	まで	時 分	から	時 分	まで				
2	月 日	から	月 日	まで	時 分	から	時 分	まで				
3	月 日	から	月 日	まで	時 分	から	時 分	まで				
4	月 日	から	月 日	まで	時 分	から	時 分	まで				
5	月 日	から	月 日	まで	時 分	から	時 分	まで				
6	月 日	から	月 日	まで	時 分	から	時 分	まで				
7	月 日	から	月 日	まで	時 分	から	時 分	まで				
8	月 日	から	月 日	まで	時 分	から	時 分	まで				
9	月 日	から	月 日	まで	時 分	から	時 分	まで				
10	月 日	から	月 日	まで	時 分	から	時 分	まで				
11	月 日	から	月 日	まで	時 分	から	時 分	まで				
12	月 日	から	月 日	まで	時 分	から	時 分	まで				
13	月 日	から	月 日	まで	時 分	から	時 分	まで				
14	月 日	から	月 日	まで	時 分	から	時 分	まで				
15	月 日	から	月 日	まで	時 分	から	時 分	まで				
16	月 日	から	月 日	まで	時 分	から	時 分	まで				

(※印の欄は、職員が記入または確認をしてください。)

(第4面)

第2号部分休業の承認の請求の場合

____年度

第2号部分休業の時間数 時間 分

整理 番号	※ 部分休業の承認の請求をする期間		※ 請求 時間数	※ 残時間数	※ 請求月日	※ 請求者 の確認	決裁		備考
	月 日	時 間					所属長 の確認	主任の 確認	
1	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日				
2	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日				
3	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日				
4	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日				
5	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日				
6	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日				
7	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日				
8	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日				
9	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日				
10	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日				
11	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日				
12	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日				
13	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日				
14	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日				
15	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日				
16	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日				

(※印の欄は、職員が記入または確認をしてください。)

付 則

- 1 この規則は、令和7年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の別記様式第5号による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。